

避難行動要支援者名簿の提供について



令和7年1月

さいたま市

避難行動要支援者名簿の提供について

平成 23 年に発生した東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害において、多くの高齢者や障害者の方々が犠牲になりました。このため、さいたま市では、自ら避難することが困難な方の支援等にむけた防災対策を推進するため、避難行動要支援者名簿を作成しました。

避難行動要支援者名簿には「全体用名簿」と「事前提供用名簿」の2種類があります。「全体用名簿」は掲載要件に該当するすべての方を掲載しており、平常時は市で保管し、災害時は消防や警察、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、民生・児童委員などの避難支援等関係者へ提供することになります。

今回、提供させていただくのは「事前提供用名簿」です。全体用名簿のうち、平常時から自主防災組織、自治会、民生・児童委員の方々へ提供することに同意した方を掲載した名簿です。

災害時には、市においても避難行動要支援者の安否確認を行いますが、確認ができない場合は、自主防災組織、自治会、民生・児童委員の皆様のご協力が必要となります。名簿を実効性のあるものにするため、日頃から見守りや防災訓練などに活用し、交流を図っていただきますようお願いいたします。

※組織の代表者（会長）変更があった場合は、新代表者（会長）への名簿の引継ぎをお願いいたします。

さいたま市 総務局 危機管理部
防災課 防災企画係
電 話：829-1126
FAX：829-1978

目 次

○避難行動要支援者名簿について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～3

- 1 避難行動要支援者とは
- 2 作成の目的
- 3 名簿掲載の対象者
- 4 具体的な安否確認内容
- 5 救出・救護の対応
- 6 支援ができなかった場合の責任
- 7 名簿に掲載の希望があった場合や、死亡者が掲載されている場合は
- 8 自主防災組織、自治会の役割
- 9 民生・児童委員の役割
- 10 会長のみが名簿を保有していても地域で支援を行うのに活用できない
- 11 自主防災組織、自治会に配る名簿と、民生・児童委員に配る名簿は同じものか
- 12 平常時から名簿を提供する必要性
- 13 別の自治会・地区の方が名簿に掲載されている場合

○避難行動要支援者支援の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

○避難行動要支援者への配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～7

- 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～7

○平常時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

○災害時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

○避難誘導及び避難所における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

○個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・11～12

○参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・13～17

避難行動要支援者名簿について

1 避難行動要支援者とは

要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等）のうち、災害時に自分で避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のことをいいます。

2 作成の目的

大規模な災害発生直後は、行政機関等が麻痺することが予想され、地域住民相互の協力が必要不可欠です。また、過去の震災の教訓からも多くの被災者の救出・救護は、家族や地域住民の方であったという結果からも言えます。

発災時に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を的確かつ迅速に実施できるよう、市が自主防災組織、自治会、民生・児童委員等と連携し、支援体制を構築していくことを目的としております。

3 名簿掲載の対象者（在宅の方に限ります）

区分	対象者の範囲
高齢者	○要介護2～5の認定を受けている ○要支援1・2、要介護1の認定を受けている、単身または高齢者のみの世帯
障害者	○障害支援区分認定者 ○聴覚障害者2・3級 ○身体障害者（内部障害）1級 ○身体・知的障害児 ○特別障害者手当受給者 ○視覚障害者1・2級 ○身体障害者（肢体不自由）1・2級 ○知的障害者④・A・B ○精神障害者1・2級

※災害時に支援が必要で、名簿への掲載が必要と認められる場合や、自ら希望する場合は、上記に限らず掲載できます。

4 具体的な安否確認内容

災害発生時にまず、支援者本人及び御家族の安全を確保いただいた後、避難行動要支援者のお宅を訪問するなどして、安否の状況、避難の必要性の有無や被災状況を確認します。

5 救出・救護の対応

第一の目的は、避難行動要支援者の安否確認になります。救出・救護が必要な場合は、市や消防、警察等の公的機関に連絡してください。

また、無理に対応せず、二次災害の防止に努めてください。

6 支援ができなかった場合の責任

支援は、あくまでも共助の範囲でボランティア、善意により行っていただくものです。決して責任を伴うものではありません。名簿への掲載を同意する段階でも、支援者が被災する可能性もあり、災害時の支援が必ず保証されるものではないことを示しています。

7 名簿に掲載の希望があった場合や、死亡者が掲載されている場合は

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、年に1回名簿の更新を行います。

名簿への掲載を希望する方については、随時登録申請を受け付けますが、反映は申請のあった次の更新時からとなります。死亡者や転出者も、次の更新時に反映します。

なお、名簿更新の際は、部分差し替えではなく、名簿全体を交換します。

8 自主防災組織、自治会の役割

地域の中で、避難行動要支援者と最も身近に接しているのは、自主防災組織、自治会の方々です。日頃から交流し、災害時には、安否確認、避難誘導、救助活動などの支援をしていただきたいと考えております。

すでに、災害対策の取組として防災マップづくりや、日頃から避難行動要支援者に対しての見守り活動を行っている地域もありますので、こうした取組を市域全体に広げたいと考えております。

9 民生・児童委員の役割

地域の様々な関係団体と連携し、日頃の活動を行っている民生・児童委員の持つノウハウは、避難行動要支援者への訪問や相談対応などにおいて重要な役割を果たします。自主防災組織、自治会と連携し、平常時は見守り活動を行い、災害時は、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導などの支援をしていただきたいと考えております。

10 会長のみが名簿を保有していても地域で支援を行うのに活用できない

原則、自主防災組織（未結成の場合は、自治会）の代表者（会長）に名簿の提供を行います。

避難行動要支援者の支援のために必要な場合のみ、複写、複製及びパソコンその他の情報機器への入力が可能です。

なお、複写、複製及びパソコンその他の情報機器への入力を行う場合は、避難行動要支援者名簿保有者一覧報告書を区役所総務課までご提出ください。

11 自主防災組織、自治会に配る名簿と、民生・児童委員に配る名簿は同じものか

自主防災組織、自治会に配る名簿は自治会区域ごとに印刷し、民生・児童委員に配る名簿は担当地区ごとに印刷しているため、区割りは異なりますが、それぞれの避難行動要支援者に関する情報は同じです。

1 2 平常時から名簿を提供する必要性

災害時には、道路の寸断や職員の参集状況等により、状況に即して、地域の方に名簿を提供できる保障がありませんので、平常時より提供させていただき、地域の中でお互いに状況を承知しているなど、普段からのコミュニケーションを図っていただきたいと考えております。

1 3 別の自治会・地区の方が名簿に掲載されている場合

お手数ですが、管轄する区役所総務課に自治会相違者報告書を提出いただきますようお願いいたします（自治会未加入者は除きます）。

避難行動要支援者支援の仕組み

災害発生時に情報の把握や避難に支援が必要となる人々に対して、自主防災組織、自治会、民生・児童委員等の地域の方々が連携し、共助として助け合う仕組みです。



避難行動要支援者

- ・ 高齢者、障害者など

情報の把握

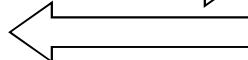
名簿掲載同意



さいたま市

- ・ 市役所
- ・ 区役所

避難行動要支援者名簿の配付



災害時における安否確認等の協力

避難支援者の依頼

見守り活動
災害時の支援



避難支援者

- ・ 自主防災組織
- ・ 自治会
- ・ 民生・児童委員
- ・ ボランティア など

避難行動要支援者への配慮事項

高 齢 者		
区分	避難行動等の特徴	主な配慮事項
一人暮らし	・自力で行動はできるが、体力が衰え、行動機能が低下している ・地域とのつながりが希薄になっている場合があり、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある	・情報伝達、救助、避難誘導などの支援者の確保 ・（可能であれば）服薬の有無を確認し、処方されている薬やおくすり手帳を持参して避難するよう助言
寝たきりの方（要介護）	・日常生活をする上で、他人の介護が必要 ・自力での行動ができない	・避難時には車いす、ストレッチャー等の移動用具及び援助者の確保
認知症の方	・自分の状況を伝えることが困難 ・自分で判断、行動することが困難	・安否確認、避難誘導などの支援者の確保

○高齢者支援のポイント

- ・一人では、救助できない場合もありますので、複数の人で支援しましょう。
- ・その人の体力に応じて、ゆっくり誘導しましょう。

障 害 者		
区分	避難行動等の特徴	主な配慮事項
視覚障害者	・視覚による状況の把握が困難 ・文字の読み書きが困難	・できるだけ声をかけ、避難誘導する ・音声による情報伝達及び状況説明 ・支援者の肘につかまってもらい、避難誘導を行う ・盲導犬を連れている場合は、避難所で一緒に過ごせる場所を確保する
聴覚障害者 言語障害者	・音声による避難誘導の指示が認識できない ・視界外の危険の察知が困難 ・自分の状況等を言葉で知らせることができない ・外見からわかりにくい	・正面に顔を向け、口を大きく動かし、筆談や手のひらに書く、身振りや手話などで伝える ・理解するまで繰り返し内容を伝える ・どのような手助けが必要か書いたものを身につけている人もいる為確認
肢体不自由者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い ・文字の記入や話すことが困難な方もいる	・歩行の補助や車いす等の補助器具が必要 ・必要に応じ、肩を貸すなどして避難誘導する

障 害 者（つづき）		
区分	避難行動等の特徴	主な配慮事項
内部障害者	・人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（ペースメーカー、酸素ボンベなど）、医薬品の使用が必要 ・外見からわかりにくい	・車いす、ストレッチャー等の移動器具と援助者の確保 ・医療機関との連絡体制や医薬品の確保及び継続治療が必要
知的障害者	・ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す ・急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある	・常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないよう工夫
精神障害者	・外見からわかりにくく、障害について理解されず孤立している人もいる ・精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる	・冷静な態度で接し、気持ちを落ち着かせながら安全な場所に避難させ、服薬を継続することで、症状をコントロールすることが必要（薬の名前・用量を把握しておく） ・医療機関との連携
発達障害者	・とっさに人と気持ちを交わすことが難しく、災害時突発的な状況の急変を読み取ることが困難 ・不安の現れから、急に大きな混乱（パニック）をみせる時がある	・怪我や痛みを伝えられない人もいるため、怪我の有無などをよく確認する ・安全な場所に移動させ、無理に抑えつけず、気持ちを鎮める
難病患者	・外見から病気であることが分からず、支援を受けにくい可能性がある	・車いす、ストレッチャー等の移動器具と援助者を確保 ・医療機関との連絡体制や医薬品の確保及び継続治療が必要

○障害者支援のポイント

- ・避難行動要支援者の希望を確認し、できるだけ尊重しましょう。
- ・車いすに乗っている人の移動は、複数人で支援者の安全にも配慮しながら、ゆっくり行い、段差や落下物に注意しましょう（車いすの幅は90cmを目安）。

聴覚障害者の特性について

このイラストの中に「耳が聞こえない人」、または「聞こえにくい人」がいるでしょうか？



答えは・・・いるかもしれないし、いないかもしれない としか言えません。
つまり、聴覚障害は外見ではわからない障害なのです。

補聴器をつけていても、**聞こえ方は個人差**があります。

補聴器を装着すると、音は聞こえても音の方向がわからない人もいます。
また、補聴器を装着しても言葉の聞き分けは困難な人は多くいます。

主なコミュニケーション方法は **手話や筆談**があります。

筆談をする時のポイントは ①いつ、②どこで、③だれが、④何を？

を中心に、**5W1H**でわかりやすく書いてください。

日本語の読み書きが苦手な高齢の聴覚障害者は多くいます。

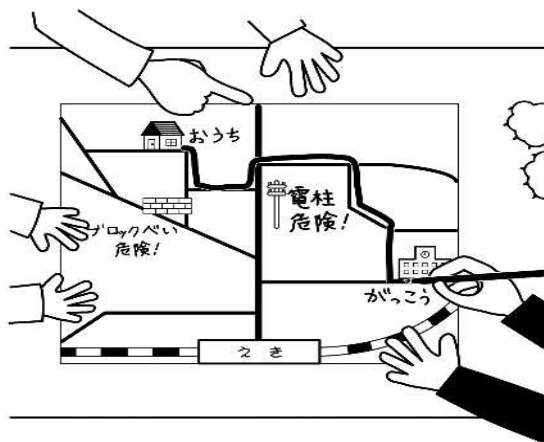
障害の程度は人により異なります。大切な話をする時、コミュニケーションに困った時は手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を利用してください。
さいたま市社会福祉協議会にご相談ください。

問い合わせ先 さいたま市聴覚障害者協会 電話/FAX (048) 653-7324

平常時の対応

○防災地図の作成

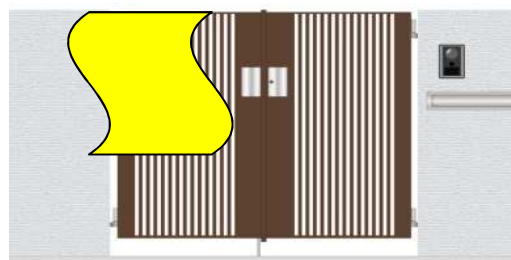
地域ごとに避難行動要支援者の自宅を地図に記し、避難所までの避難経路や危険箇所を記入し、災害時における行動が迅速に行なわれるようにしましょう。



○防災訓練の実施

避難行動要支援者の方の参加を呼びかけ、地域で、いざという時のために防災訓練を実施しましょう。
(避難誘導訓練や防災講演会など)

例) 黄色のタオルで安否確認!



門扉やドアノブなど、屋外から見える場所に黄色のタオルを掲げ、安否確認を短時間で容易に行うものです。

○見守り活動（名簿の整理）

避難行動要支援者の情報は随時変化しますので、名簿掲載者の把握を行い、必要に応じて加筆を行うなど、避難支援体制を整えましょう。

○個別避難支援プランの作成

自主防災組織や自治会が中心となって、誰が情報を伝え、災害時には、誰が誰を、どこの避難所に連れていくのかを事前に決めておきましょう。



災害時の対応

○避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者の中には、現在の状況把握が困難な方もいます。

特に風水害の場合に、高齢者等避難や避難指示等が発令された場合は、避難が必要なことを伝達しましょう。



○避難行動要支援者の避難誘導

一人では逃げられない方もいます。

災害時には、協力して、安全な場所までの避難誘導を行いましょう。



○避難行動要支援者の安否確認（救出・救助）

一人暮らしの方などは、地震の影響で、ドアが開閉できず逃げ遅れている場合も考えられます。

声を掛けて、避難しているか確認しましょう。



○避難所での支援

避難行動要支援者の方に配慮し、積極的に食糧の配布や避難所生活における手助けを行いましょう。



避難誘導及び避難所における支援

1 避難誘導の基本

避難誘導の際は、周囲の状況や避難の指示などを伝えて、事前に複数の避難経路を把握した上で、安全なルートで、避難行動要支援者を避難させましょう。

また、避難誘導の際は、避難行動要支援者の特徴に応じた対応が必要です。

2 避難誘導の手段・経路等

個別避難支援プランに基づいて、支援者の方は、地域住民と連携して、避難誘導を行い、速やかに避難しましょう。

なお、平常時より、地震の際に倒壊の恐れがある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所は避け、避難経路を選定しておきましょう。

3 避難誘導の例

○ 歩行困難な高齢者

自主防災組織などで協力し、担架や毛布などを使って避難をさせましょう。

○ 目の不自由な人

誘導する方は、目の不自由な方より半歩前を歩き、（肘につかまってもらい）進行方向の状況を知らせましょう。なお、階段の段差や危険な箇所がある場合には、具体的に状況を伝えてください（3段下り階段です。右に曲がります。落下物があります等）。

○ 車いすの人

上り坂の時は、進行方向に対して前向き、下り坂の時は、後ろ向きで進みましょう。なお、段差を降りるときは、後向きになり、後輪を下ろしてから、前輪を浮かせながら後ろに引き、前輪をゆっくり下ろしてください。

4 避難所における支援

避難行動要支援者は、避難所での生活でも手助けを必要としています。

次のような支援や配慮を心がけましょう。

- ・ 救援物資などの受け取りを手伝いましょう。（食事の配慮）
- ・ 災害情報は、口頭だけでなく、掲示板などを使用し、伝えましょう。（情報伝達）
- ・ 積極的に話しかけ、体の状態を確認しましょう。（声かけ）

個人情報の取り扱いについて

1 名簿の保管場所

避難行動要支援者名簿や個別避難支援プランは施錠可能な場所に保管し、紛失することがないようにしてください。

2 避難行動要支援者名簿の活用範囲

避難行動要支援者名簿は避難支援の目的以外には利用できません。

- 防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供
- 災害発生時又は発生のおそれがある場合の情報伝達や避難支援
- 災害発生時の安否確認・救助
- × 営利目的や宗教・政党の勧誘等

3 名簿を複写、複製及びパソコンその他の情報機器へ入力する場合について

避難行動要支援者名簿は、秘匿性の高い個人情報に記載されています。本市では、自主防災組織・自治会に避難行動要支援者名簿を提供する際に名簿情報の漏えいを防ぐための誓約書を提出していただいています。

避難行動要支援者の支援のために必要な場合のみ、複写、複製及びパソコンその他の情報機器への入力が可能ですが、各自主防災組織・自治会の状況に合わせ、下記の安全管理事項を徹底してください。

○組織的な安全管理について

- ・自主防災組織・自治会の個人情報取扱ルールを再確認し、個人情報の管理者や取扱者が適正に避難行動要支援者名簿を取り扱う。

○物理的な安全管理について

- ・パソコンその他の情報機器へ入力する際には、パスワードによる保護を行った上で入力する。また、セキュリティワイヤー等により固定するなど、盗難防止措置を行う。
- ・パソコンその他の情報機器を家族等と共有している場合は、アカウントを別にするなどの管理体制をとる。また、パソコンの設置場所を工夫したり、のぞき込みを防止する措置を実施し、権限を有しない者による名簿の閲覧を防止する。
- ・持ち運ぶ場合は、施錠できる搬送容器を利用する。
- ・古くなった名簿は新しい名簿を受領する際に区役所総務課に返却する。また、パソコンその他の情報機器へ入力した場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する。

○技術的な安全管理について

- ・むやみに複写・複製及びパソコンその他の情報機器への入力を行わず、必要最低限にとどめる。
- ・パソコンその他の情報機器へ入力する場合は、情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。また、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認する。

参考

○災害対策基本法（抜粋）

（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

○個人情報の保護に関する法律

平成十五年法律第五十七号

（安全管理措置）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

避難行動要支援者名簿への掲載についてご案内 ～災害時の避難支援に～

1. 避難行動要支援者名簿について

市では、災害時に自ら避難することが困難な方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。この名簿は、ご自身の情報を、お住まいの地域の自治会、自主防災組織、民生委員など（避難支援等関係者）に提供し、災害時に避難誘導や安否確認に活用されます。また、平常時から避難方法の打ち合わせや防災訓練等に活用していただくことにより、地域で災害時の支援体制づくりを行うためのものです。

2. 対象者（災害時に自ら避難することが困難な方）

高齢者	○要介護 2～5 の認定を受けている ○要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けている、単身又は高齢者のみの世帯
障害者	○障害支援区分認定者 ○聴覚障害者 2・3 級 ○身体障害者（内部障害）1 級 ○身体・知的障害児 ○特別障害者手当受給者 ○視覚障害者 1・2 級 ○身体障害者（肢体不自由）1・2 級 ○知的障害者Ⅱ・A・B ○精神障害者 1・2 級

※お住まいの地域の避難支援等関係者に名簿を活用いただくため、市内のご自宅に住んでおられる方が対象です。

※施設に入所されている方は、同意書の提出は不要です。

3. 名簿に掲載される情報（地域の避難支援等関係者へ伝わる情報）

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所（居所） ⑤電話番号
⑥避難支援が必要な事由（要介護度や障害の等級など）

裏面もお読みください

4. 名簿掲載への同意について

ご自身の情報を避難行動要支援者名簿に掲載することに同意される方は、同意書にご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご提出ください。ご家族等が代理で提出することも可能です。（代理で提出する場合は、代理人欄への記入と押印が必要です。）

※同意書の提出は強制ではありませんので、同意されない場合には同意書の提出は不要です

5. 個人情報の取扱いについて

個人情報については、行政及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援の目的（防災対策や安否確認等）以外には使用しません。

6. 名簿への掲載に同意される方へのお願い

* 災害時の状況によっては、避難支援等関係者の多くも被災者になりえます。そのため、同意書を提出することにより、災害時の支援が必ず保証されるものではないことを、ご理解くださいますようお願いいたします。

* 避難支援等関係者が、防災啓発や支援方法の確認等のため、訪問や電話をする場合がありますので、その際はご協力ください。

* 名簿への掲載は、変更の申出がない限り継続しますので、掲載を取り下げたい場合はご連絡くださいますようお願いいたします。（ただし、施設に入所された場合等は、自動的に削除されますのでご連絡は不要です。）

* 名簿は住民基本台帳の情報を基に年1回更新し、住民基本台帳の情報（氏・住所等）が変更された場合は名簿更新時に反映されます。ただし、DV等支援措置の申出をしている場合は名簿に掲載されません。

【問合せ先】

名簿の作成・同意書に関すること

さいたま市 福祉局 生活福祉部 福祉総務課 支援係

電話：048-829-1253 FAX：048-829-1961

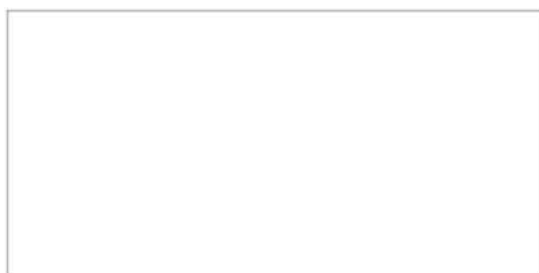
E-mail：fukushi-somu@city.saitama.lg.jp

避難支援等関係者への名簿の提供・活用に関すること

さいたま市 総務局 危機管理部 防災課 防災企画係

電話：048-829-1126 FAX：048-829-1978

E-mail：bosaika@city.saitama.lg.jp



避難行動要支援者名簿の外部提供同意書

（あて先）さいたま市長

私は、災害対策基本法に基づきさいたま市が作成する避難行動要支援者名簿について、以下の事項を同意します。

- ① 避難行動要支援者名簿を、さいたま市地域防災計画に定める自治会、民生委員、自主防災組織など（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供すること。
- ② 災害時の状況によっては、避難支援等関係者の多くも被災者になりうることから、名簿の提供に同意することにより、災害時の支援を必ず保証されるものではないこと。

令和 年 月 日

【ご本人】 ※在宅で支援が必要な方（宛名に記載されている方）の署名をお願いします。

氏 名	印
※自署の場合は押印不要。ただし、代理人の方が記入された場合は押印をお願いします。	
自治会名 〔未加入や不明の場合は 記入不要です〕	自治会

【代理人】 ※ご本人以外の方が上記の氏名欄を記名した場合に、ご記入ください。

氏名		続柄等	
住所		電話番号	— —

- ① 同意される場合は、令和〇年〇月〇日までに同封の返信用封筒にてご返送ください。
- ② お住まいの地域の避難支援等関係者に名簿を活用いただくため、在宅の方が対象です。
市外転居や施設入所している場合は、対象外のため提出不要です。
- ③ 同意書の提出は強制ではありません。同意されない場合には、同意書は提出不要です。
- ④ 名簿への掲載については、時間を要することがありますので、なにとぞご容赦願います。
- ⑤ 避難支援等関係者が、防災啓発のため、電話や訪問をする場合がありますのでご協力ください。
- ⑥ 同意の意思は、変更の申出がない限り継続します。
- ⑦ この書類は、令和〇年〇月〇日現在の情報をもとに作成しております。

避難行動要支援者名簿の外部提供同意書（障害者用）

（あて先）さいたま市長

私は、災害対策基本法に基づき、さいたま市が作成する避難行動要支援者名簿について、以下の事項を同意します。

- ① 避難行動要支援者名簿を、さいたま市地域防災計画に定める自治会、民生委員、自主防災組織など（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供すること。
- ② 災害時の状況によっては、避難支援等関係者の多くも被災者になりうることから、名簿の提供に同意することにより、災害時の支援を必ず保証されるものではないこと。

令和 年 月 日

【ご本人】 ※在宅で支援が必要な方の署名をお願いします。

ふりがな			
氏 名	印		男・女
※自署の場合は押印不要。ただし、代理人の方が記入された場合は押印をお願いします。			
住 所	さいたま市 区		
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年 月 日生	
電話番号	— —	FAX番号	— —

【代理人】 ※ご本人以外の方が上記の氏名欄を記名押印の場合に、ご記入ください。

氏名		続柄等	
住所		電話番号 FAX	

※同意の意思は、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難支援等関係者が調査や防災啓発のため、電話や訪問などをする場合がありますのでご協力ください。

※お住いの地域の避難支援等関係者に名簿を活用いただくため、在宅の方が対象となります。

市職員記入欄 宛名番号									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

同意書（申出用） 見本

（掲載要件に該当しないが、掲載を希望する方向け。福祉総務課より郵送します。）

避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書（申出用）

（あて先）さいたま市長

私は、災害対策基本法に基づき、さいたま市が作成する避難行動要支援者名簿について、以下の事項を同意します。

- ① 避難行動要支援者名簿を、さいたま市地域防災計画に定める自治会、自主防災組織、民生委員など（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供すること。
- ② 災害時の状況によっては、避難支援等関係者の多くも被災者になりうることから、名簿の提供に同意することにより、災害時の支援を必ず保証されるものではないこと。

令和 年 月 日

【ご本人】 ※在宅で支援が必要な方の署名をお願いします。

ふりがな				男・女
氏 名	印			
※自署の場合は押印不要。ただし、代理人の方が記入された場合は押印をお願いします。				
住 所	さいたま市 区			
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生			
電話番号	— —	FAX番号	— —	
避難支援を必要とする理由（該当箇所に○をご記入ください 複数可）				
1 要介護（要支援）認定を受けている 2 障害者手帳を持っている 3 寝たきり 4 歩行困難 5 足腰等が弱く移動に時間がかかる 6 視覚に障害がある 7 聴覚に障害がある 8 避難の必要性の判断が困難 9 その他（ ）				

【代理人】 ※ご本人以外の方が上記の氏名欄を記名した場合に、ご記入ください。

氏名		続柄等	
住所		電話番号	— —

※名簿への掲載については、時間を要することがありますので、なにとぞご容赦願います。

※避難支援等関係者が、防災啓発のため、訪問や電話をする場合がありますのでご協力ください。

※同意の意思は、変更の申出がない限り継続します。掲載を取り下げたい場合はご連絡ください。